

米沢市徘徊高齢者等支援事業 事前登録制度

『 かえっぺ 』

認知症高齢者などで、徘徊などにより行方不明になる可能性のある方について、名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てる制度です。

◎ 対象となる方

米沢市にお住まいで、徘徊するおそれのある高齢者の方

◎ 登録申請窓口

米沢市 高齢福祉課 地域包括支援担当

◎ 登録申請に必要なもの

申請書の記入（申請書は上記窓口にあります。）

登録する方の特徴が分かる写真（1～4枚）

◎ 登録情報の活用について

記入していただいた申請書及び写真は、原本を米沢市で、写しを米沢警察署及び担当地区の地域包括支援センターで保管します。また、申請時に同意をいただいた方については、担当する民生委員へも同様の情報提供を行い、訪問活動等に役立て、見守り強化につなげていきます。

米沢警察署は、申請書等の情報を徘徊高齢者等の発見・保護時において身元確認のため活用します。

行方不明になった場合には…

すぐに、米沢警察署（26-0110）に連絡してください。

その際に、「かえっぺ」事前登録をしていることを伝えてください。



❖ お問い合わせ

米沢市高齢福祉課

住所：米沢市金池5丁目2番25号

電話：22-5111 FAX：22-5516

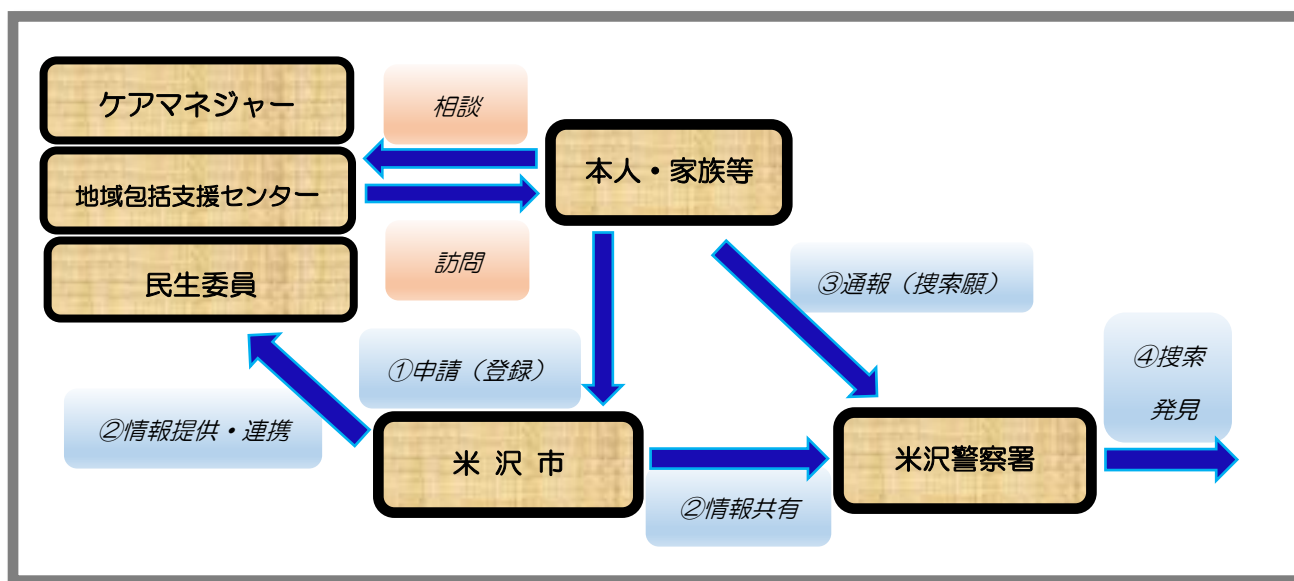
徘徊高齢者等支援事業 事前登録制度「かえっぺ」に登録された方へ

登録後の流れ…

- ① 申請書の原本とデータを高齢福祉課で保管、写しを米沢警察署及び担当区域の地域包括支援センターで保管します。
- ② 地区担当の民生委員へも、申請があったことについて連絡します（同意していただいた場合。）。
- ③ 担当の地域包括支援センターが訪問して実態を把握し、その後は必要に応じて訪問・支援を行います。

実際に行方不明になった時は…

- ① ご家族等から米沢警察署へ連絡してください。その際、「かえっぺ」に登録していることを伝えてください。
- ② 警察署において、捜索を開始します。
- ③ 登録情報があることで、より早期の発見につながります。



徘徊防止のポイント

徘徊は認知症による見当識障害が大きな原因とされていて、何らかの不安が大きい場合に発生しやすい行動です。認知症に対する理解を深め、適切な関わりを持つことで、ご本人の安心につながり徘徊行動の抑制が期待できます。

❖ お問い合わせ

米沢市高齢福祉課

住所：米沢市金池5丁目2番25号

電話：22-5111 FAX：22-5516